慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	オリンピック・パラリンピックの意義・スポーツの価値の論じ方： 有用性を超えたスポーツ政策研究の今後
Sub Title	How to discuss the significance of the Olympics and Paralympics and the value of sports : the future of sports policy research beyond usefulness
Author	鈴木, 寛(Suzuki, Kan Hiroshi)
Publisher	慶應SFC学会
Publication year	2020
Jtitle	Keio SFC journal Vol.20, No.1 (2020.) ,p.234- 257
JaLC DOI	10.14991/003.00200001-0234
Abstract	2020東京オリンピック・パラリンピックが延期になった。改めて、その開催意義やスポーツの価値を論じるため、近代スポーツの歴史を概括し、招致の経緯、招致と密接に絡むスポーツ基本法制定の趣旨と見直しの方向を紹介する。今後、これらの意義や価値を論じる際には、有用性のみからではなく、卓越性・連帯といった内在的価値からも論じていくべきであり、そのためにも、スポーツ研究において、哲学と実証研究との協働可能性を開拓していく必要がある。例として、西田幾多郎、丸山眞男、サルトル、バタイユなど、哲学と連携したスポーツ研究の可能性を紹介する。
Notes	特集 オリパラ サイコウ 招待論文：総説・レビュー論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=0402-2001-0234

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

［招待論文：総説・レビュー論文］

オリンピック・パラリンピックの意義・スポーツの価値の論じ方

有用性を超えたスポーツ政策研究の今後

How to Discuss the Significance of the Olympics and Paralympics and the Value of Sports

The Future of Sports Policy Research Beyond Usefulness

鈴木 寛
慶應義塾大学総合政策学部教授
Kan Hiroshi Suzuki
Professor, Faculty of Policy Management, Keio University

Abstract:　2020 東京オリンピック・パラリンピックが延期になった。改めて、その開催意義やスポーツの価値を論じるため、近代スポーツの歴史を概括し、招致の経緯、招致と密接に絡むスポーツ基本法制定の趣旨と見直しの方向を紹介する。今後、これらの意義や価値を論じる際には、有用性のみからではなく、卓越性・連帯といった内在的価値からも論じていくべきであり、そのためにも、スポーツ研究において、哲学と実証研究との協働可能性を開拓していく必要がある。例として、西田幾多郎、丸山眞男、サルトル、バタイユなど、哲学と連携したスポーツ研究の可能性を紹介する。

The 2020 Tokyo Olympics and Paralympics have been postponed. Again, in order to discuss the significance of the event and the value of sports, we will review the history of modern sports and look back on the history of the bid and the purpose of enacting the Basic Sports Law, which is closely related to the bid. In the future, when discussing these meanings and values, it should be discussed not only from usefulness but also from intrinsic values such as excellence and solidarity. It is necessary to develop the possibility of collaboration with philosophy. As an example, we will introduce the possibilities of sports research in cooperation with philosophy, such as Kitaro Nishida, Masao Maruyama, Jean-Paul Sartre, Georges Bataille, etc.

Keywords: オリンピック、スポーツ哲学、有用性、ジョルジュ・バタイユ、西田幾多郎
Olympic, sports philosophy, usefulness, Georges Bataille, Kitaro Nishida

1　はじめに

2019 年 11 月 2 日、南アフリカの優勝で幕を閉じたアジア初のラグビー・ワールドカップ日本大会は、初の決勝トーナメント進出の大躍進を成し遂げた日本代表をはじめ各国代表による熱気あふれる試合が国民の感動を呼び、大会関係者の多大なる尽力もあり、大きな成功を収めた[1)]。

いよいよ次は東京オリンピック・パラリンピックと、ギリシャで聖火の採火も行われ、被災地東北に届けられた矢先の 2020 年 3 月 24 日、同年 7 月 24 日から予定されていた東京オリンピック・パラリンピックの一年延期が決定された。新型コロナ・ウイルスの世界的感染拡大、特に、欧米におけるオーバーシュートに伴うものであった。これまでも世界大戦を理由に中止されたことはあったが、延期については、オリンピック史上初めてのこととなる。延期という新たな事態を踏まえて、改めてオリンピック・パラリンピックの意義、さらには、スポーツの価値について考察を深めてみたい。まずは、近代スポーツ、オリンピックのこれまでの流れを概括する。

2　近代スポーツ、オリンピックのこれまでの流れ

2.1　イギリス・パブリック・スクールから誕生した近代スポーツ

近代スポーツは、イギリスのパブリック・スクールから始まった。1828 年から 1842 年まで、イギリスのラグビー校の校長を務めたトーマス・アーノルド[2)]は、スポーツを全人格教育の中核に据えた[3)]。「私は、クリスチャン・ジェントルマンを育てたい。私の目的は子供たちに自己統治を教えることである、これは、私自身が彼らを統治するよりもいっそうよいからである。」(小石原 , 1995, p. 39) とのアーノルドの言葉をクーベルタンは彼の書簡集から引用しているが、勇気、忍耐力、公正さ、友愛の精神[4)]といった徳をスポーツで育成しようとした。他の名門校もそれに続いた。ラグビー校はラグビー・フットボールを、イートン校、ハロー校などは、アソシエーション・フットボール (今のサッカー)[5)]を推進･普及し、1863 年には、The Football Association が、1871 年には Rugby Union が設立されている[6)]。サッカーについては、産業革命で増大した労働者階級や公立学校にも普及し、さらに、工業製品の海外への輸出、イギリスによる植民地経営とともに一挙に世界的に広まることとなる[7)]。

2.2　英国パブリック・スクールの教育に魅せられたクーベルタン男爵

このイギリスのパブリック・スクールの教育に大いに魅せられたのが、近代オリンピックの父、ピエール・ド・クーベルタンである。ドイツにおいても、ヤーンが始めた、軍事的な防衛を目的にドイツの青少年を鍛錬するためのトゥルネン運動が盛んになっていた[8)]。英国やドイツに比してスポーツ・体育の後進国であったフランスの学校教育に、イギリスのパブリック・スクールの教育を導入しようとした。テーヌの『イギリス・ノート』やトマス・ヒューズの『トム･ブラウンの学校生活』に大いに影響を受けていたクーベルタンは、1889 年、26 歳の時に、イギリスのラグビー校を訪問し、大いに感化されている。フランスの学校教育における学業過労問題や遊ぶ能力の喪失を指摘し、遊びや運動競技ができる場所と、心身両面の教育の重要性とこれに関わる運動競技の必要性を主張している。スポーツが人格や良心の形成に影響を及ぼし得るとの確信を醸成していく。

2.3　クーベルタンにとってのオリンピック復興運動

1894 年、クーベルタンが提唱したオリンピック大会の実施と IOC の設置が満場一致で可決され、IOC の事務総長に就任した。彼は、オリンピック復興運動を「精神と肉体の理想的調和を達成した総合的な人間性の開花表明の機会」[9)]にするべきだと考えた。小石原はクーベルタンの考えるオリンピックについて「彼の概念規定を試みたスポーツの大衆化とそのスポーツが寄与する民主社会と国際平和の実現を目指すための一つの手段であった。彼の思想の根底には、人間は一種の神格を備えた存在であり、人間の生とはヒトという種から人間という神格的存在へ自らを生成していく過程にほかならないという人間性への全幅の信頼があった。その人間性の開花を手助けするのが教育の使命であり、スポーツはこの教育の使命の主要な補助手段を構成する。」(小石原 , 1995, p. 54) と説明している。加えて、クーベルタンは、人間のすぐれたあり方 (アレテー) を示して神に近づくことを理想とした神事としての競技祭典である古代オリンピックに、人間性の開花の根本的形態を読み取っていた[10)]。

2.4　ナショナリズムによる活性化とヒトラーによって国威発揚の道具と化したオリンピック[11), 12)]

このような思いを受けて、1896 年の第 1 回大会はアテネで開かれた。ギリシャ王家と豪商の寄付に支えられ、13 か国 311 名の競技者（男子のみ）が個人資格で参加した。1900 年の第 2 回はギリシャ永久開催論と持ちまわり開催論の議論の末、パリで開催されたが、万国博覧会の付属競技会という性格にならざるを得なかった。クーベルタンは、これと博覧会とを切り離して 4 日間だけブローニュの森で陸上競技を行った。1904 年の第 3 回は、米国の意向で、これも万国博覧会の付属としてセントルイスで開催されたが、参加者 625 名のうちアメリカ人が 533 人で、実態は、アメリカのクラブや大学間の対抗競技会となってしまった。その反省から 1906 年にアテネ国際競技会が開催され、20 か国、884 名が参加した。

こうした低調な状態を打破したのは、皮肉にもナショナリズムであった。1908 年の第 4 回ロンドン大会から、それまでの個人・クラブ単位の参加から、国別の参加方式に変更され、国旗の掲揚も始まった。英選手と米選手との間で深刻な対立が生じたのを受けて、セントポール大聖堂での特別礼拝で「オリンピックで重要なことは勝利ではなく参加することだ」との言葉がペンシルバニア主教から述べられた。1912 年第 5 回はストックホルムで開催され、日本がアジアから初参加した。1916 年の第 6 回大会はベルリンで予定されていたが、第一次世界大戦のため中止。1920 年第 7 回のアントワープを経て、1924 年の第 8 回は、再びパリで開催された。この翌年「オリンピック憲章」も制定され、近代オリンピックの一定のルール化が図られた。

1928 年の第 9 回アムステルダム大会では、女子の陸上競技 5 種目がはじめて実施され、人見絹枝が 800m 走で銀メダルを獲得した。1929 年の世界大恐慌で開催が危ぶまれた 1932 年の第 10 回ロザンゼルス大会は、組織委員会が海外選手の参加費用を援助し、選手村を建設するなどして、参加国数 37 か国、観客数 125 万人と成功裡に終わった。1936 年の第 11 回大会はベルリンで行われるが、このときからオリンピックは一挙に変容する。1934 年にドイツの総統に就任したヒトラーは国威発揚の絶好のチャンスととらえ、10 万人収容の巨大スタジアムを建設した。その甲斐あってドイツのメダル獲得は前回のア

メリカを抜いてトップとなり、史上空前の大盛況となった。「前畑ガンバレ」のラジオ放送に日本中が熱狂した[13)]。聖火リレーもベルリン大会から始まったが、ナチスは、聖火リレーと称して、アテネからベルリンまでの地形・道路をくまなく調査した。レニ・リーフェンシュタールにより記録映画「民族の祭典」「美の祭典」も作られ、ナチスのプロパガンダとしても大成功した[14), 15)]。

2.5　東西冷戦の代理戦争・共産諸国の宣伝に利用されたオリンピック、石油ショックと財政破綻を乗り越えるためのオリンピックの商業主義化[16)]

嘉納治五郎が招致に尽力した1940年の東京大会（嘉納の死後、日本国政府は東京大会を返上し開催権はヘルシンキに移った。）および1944年のロンドン大会は、第二次世界大戦のため中止された。

1948年第14回大会は戦後の深刻な財政不足のなか、ようやくロンドンで開催にこぎつけた。1952年のヘルシンキ大会は、共産圏の国々が国威発揚のために利用。国家の総力を結集してステート・アマチュアを育て、強力な選手団を送り込み、ソビエトはアメリカに次ぐメダル大国となった。米ソのメダル獲得競争がこの大会から始まり、1958年の第16回メルボルン大会ではソビエトがアメリカをメダル獲得数で上回った。一方、1956年のハンガリー動乱の後であったので、ハンガリー選手の亡命も相次いだ。

アフリカの年といわれた1960年の第17回ローマ大会は、アフリカ諸国からの参加国、参加選手が急増し、全参加選手は5000名を超えた。全世界にむけたテレビ中継も始まった。1964年の第18回東京大会は、日本におけるカラーテレビの普及に大きな弾みをつけることとなった。1968年のメキシコ大会では、アパルトヘイトを続ける南アフリカの参加取り消しや、米国黒人選手による抗議行動などもあった。1972年の第20回大会はミュンヘンで行われるが、パレスチナのゲリラが選手村のイスラエル選手を襲撃。救出は失敗し、銃撃戦の末、人質11名とゲリラ5名、警官1名が死亡する大惨事となった。石油ショック直後の1976年モントリオール大会は、財政難やストライキが重なり、モントリオールでの開催が直前まで危ぶまれた。台湾とアフリカ22か国のボイコットがあった。

スポーツにおける東西冷戦は1980年第22回モスクワ大会、1984年第23

回ロサンゼルス大会に影を落とし、相次ぐボイコット合戦にまでエスカレートした。ソ連のアフガン侵攻に反対した西側諸国と中国は、第22回大会参加をボイコット[17]。このとき日本も米国や西ドイツに歩調を合わせ、現在の山下泰裕JOC会長をはじめ多くのメダル有力候補選手たちが涙を飲んだ。第23回大会では、アメリカのグレナダ侵攻を理由にソビエト、東ドイツなどの東側諸国がボイコットする[18]。

一方で、オリンピックは、それまでアマチュアリズムを掲げて商業主義と距離を置いていたために開催市・国に多大な財政負担を強いてきた。こうした事態を受け、第23回のロサンゼルス大会では、それまで閉ざされていたプロ選手の参加を容認し、かつ、大口の民間企業からのスポンサー料、巨額のテレビ放映権料収入により、財政問題を一挙に解決したが、オリンピックの性格を一変させた。

1988年は高度成長を遂げたソウル、1992年バルセロナ、1996年アトランタ、2000年シドニーと概ね順調に開催され、2004年には古代オリンピックの聖地アテネに戻ってきた。2008年は経済大国となった北京で、2012年はロンドン、2016年はリオ・デ・ジャネイロでそれぞれ行われた。

ここ20年余りは大きな混乱もなく行われてきたオリンピックではあるが、それまでは、帝国主義、戦争、冷戦、アフリカ独立、人種差別、石油ショック、中国問題、パレスチナ問題、グローバル資本主義など時々の世界的課題に翻弄され続ける一方で、ラジオ、テレビ、衛星放送、インターネット、科学的トレーニング、ドーピングなど先端科学技術イノベーションの影響を時代の最先端でよくも悪くも受けてきた歴史であったことがわかる。歴史を振り返ると、未曾有の事態に直面しながら、その都度関係者の懸命な努力と情熱と叡智によって乗り越えてきたことがよくわかる。

この20年についても、ローマ・オリンピックの男子ボート・エイトの金メダリストで、国際スポーツ哲学会会長も務めた哲学者ハンス・レンクは、1996年のオリンピックを称して、「テレアード・ドーピアード・コマーシアード」と表現した[19]。彼は、オリンピックのテレビによる支配、商業主義化、それに伴うドーピングの深刻化に対して厳しく警鐘を鳴らしたが、その傾向は、益々、強まっている。

ブルデューも、オリンピックについて、第一に、競技それ自体だけでなく、開会式等のイベントを含むオリンピック興行（スペクタクル）、第二に、この興行のテレビ映像の生産、第三に、テレビ興行としてのオリンピック、最後に、テレビによるオリンピック興行の地球規模化が生み出している国家間競争の激化の様々な影響、例えば、国際的な成功を目指す国家のスポーツ政策の登場、勝利の象徴的経済的な利用などを分析しなければならない[20]、と述べている。

クーベルタン自身は、スポーツによる教育・人間性の開花にその意義を認めたが、彼の意に反して、スポーツがその時々の政治や経済の道具と化してしまってもいる[21]。

3　スポーツと政治とメディア

わが国においても、スポーツ関連予算は国家予算の 0.03％にすぎないが、ハーバーマスのいう「文化を論議ではなく消費する公衆」を相手にせざるを得ない政治家や政党、メディア、ビジネスにとって、スポーツは、支持･視聴･購買を向上する観点から、大きな意味を有している。

1961 年にハーバーマスが『公共性の構造転換』で論じたように、わが国においても、躍動感あふれる映像を伝達する「スポーツ」は、テレビ文化の普及･視聴者の拡大に寄与した。まさしく、商業動機が第一となっているマス・メディアが、「文化を消費する公衆」に対しスポーツなどの記号消費を提供し続け、さらに、公衆は「文化を論議せず、消費する」ようになるという循環が増殖しつづけている。

さらに、ハーバーマスは 1992 年に著した『事実性と妥当性』のなかで、「政治家、政党・政党党首は「平等な素人からなる公衆」の支持を得るために、スポーツのスターたちの人気も利用する」と述べている。政治家や政治にとって、「スポーツ」は、今や、公衆・大衆とのコミュニケーションに欠かせない存在となっている。

今回の新型コロナ・ウイルス感染拡大による 2020 年オリンピック・パラリンピック 2020 東京大会の延期をめぐっては、これまでスポーツを利用してきた政治や経済やメディアが、スポーツの方から突然難題を突き付けられた。この対応を誤れば、日本の政治・経済も、ダメージを被りかねない緊迫した

状況になっている。延期に際して、改めて、招致の経緯と理由について当時を振り返ってみたい。

4　2016・2020 東京オリンピック・パラリンピックの招致の経緯と意義[22)]

4.1　2016 東京オリンピック・パラリンピック招致失敗と「スポーツ基本法」制定

2009 年 10 月、2016 年のオリンピック開催都市を決めるコペンハーゲンで行われた IOC 総会に、筆者もスポーツ担当の文部科学副大臣として、鳩山由紀夫首相(当時)や石原慎太郎東京都知事(当時)らとともに出席した[23)]。リオ・デ・ジャネイロに敗れたが、東京オリンピック・パラリンピック開催に対する国内支持率の低さが敗因であった[24)]。国民各層にスポーツの意義を理解してもらわなければとの危機感から、スポーツの価値について一から議論を始めることとした。

当時、副大臣であった筆者は 2010 年 1 月に文部科学省内に、スポーツ立国戦略についての検討チームを立上げ、2010 年の 8 月に「スポーツ立国戦略」を取りまとめた[25)]。スポーツ権の確立 (する権利、みる権利、支える権利)、地域スポーツとトップ・スポーツの好循環、コミュニティ・スポーツクラブの充実、スポーツ界の連携・協働、過去最高のオリンピック・メダル獲得、スポーツキャリアの形成・女性アスリート支援、国際競技大会の招致・開催支援、スポーツ・ツーリズムの促進、スポーツ界における透明性、公平・公正性の向上などを、スポーツ立国戦略に盛り込んだ。これを受け、超党派スポーツ国会議員連盟でもスポーツ基本法制定に向けた議論が行われた。スポーツ基本法の条文は、当時、スポーツ担当の副大臣を務めていた筆者も、自ら筆をとり、条文案づくりにかかわったが、国会提出は、東日本大震災の発生もあり、内閣提出ではなく、議員立法の形をとった[26)]。

東日本大震災発災後、数多くのスポーツ選手が被災地に赴いた[27), 28)]。「東日本大震災・子どもの学び支援ポータルサイト」(子どもの学び支援サイト)を通じて、全国からスポーツ用具・機材などの寄付が集まったことと相まって、早期に中学生・高校生の部活動が再開され、保護者・家族や地域住民の間に、

世代を超えて笑顔と活力が少しずつ戻り始めた。スポーツの力を改めて実感させられた。

こうした復興の最中にスポーツ基本法が 2011 年 6 月制定された。スポーツ基本法には、筆者の念願でもあった、障害者を含むすべての人々の権利として「スポーツ権」をわが国の法体系に初めて盛り込んだ[29),30)]。これによりスポーツを通じて、健康増進や健全な心身の発達を図るため、年齢や性別、障害等を問わず、誰一人取り残されることなく、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに生涯にわたって参画することができる環境整備が目指されることとなった[31)]。

スポーツ基本法の成立を受け、2012 年 3 月に制定された「スポーツ基本計画」では、目指すべき具体的な社会の姿として　① 青少年が健全に育ち、他者との協同や公正さと規律を重んじる社会 ② 健康で活力に満ちた長寿社会 ③ 地域の人々の主体的な協働により、深い絆で結ばれた一体感や活力がある地域社会 ④ 国民が自国に誇りを持ち、経済的に発展し、活力ある社会 ⑤ 平和と友好に貢献し、国際的に信頼され、尊敬される国　の 5 つが盛り込まれた。

4.2　2020 東京オリンピック・パラリンピックの招致

スポーツ基本法制定後、2011 年秋ごろから、2020 年の東京オリンピック・パラリンピック再招致について議論が再開された。当初は、筆者も含めて 2016 年招致に携わった関係者の多くがほぼ断念していた。しかし、被災地から、東京五輪招致への再挑戦を望む声が出始めた。ちょうど、2011 年 7 月のサッカー女子ワールドカップ・ドイツ大会[32)]で、なでしこジャパンが見事優勝を果たし、そのメンバーに東北関係者が多く含まれ、被災地を大いに元気にしたこととも重なった。

筆者は、2011 年 9 月、文部科学副大臣を退き、超党派のスポーツ議員連盟幹事長に就任した。東京五輪再招致については、超党派議員連盟の場で慎重に議論を重ねた。被災地からの理解が得られない限り招致は行わないとの方針を何度も確認し、筆者自身、被災三県の知事を含めて被災地関係者との意見交換を重ねたが、むしろ招致を望む声は高まっていった。

2011 年 12 月 7 日、筆者が筆頭提案者となって「2020 東京招致に関する決

議」が国会でなされた。決議には、共生社会の実現や復興途上にあるわが国に希望を与え、世界に復興の証となるとの文言も盛り込まれた。政府･東京都･スポーツ界一体となった招致活動の末、2013 年 9 月、2020 年の東京開催が決定された。

4.3　2020 東京オリンピック・パラリンピック開催の意義

こうした一連の流れのなかで、招致にあたった筆者たちは、オリンピック・パラリンピックの開催を、新たな時代を創るきっかけにしたいと考えていたし、IOC の事務局に対しても、オリンピック･ムーブメントの未来を共に考え･共創していくパートナーとして東京を選んでほしいと訴えた。

オリンピックを、国威発揚、巨大なビジネス・チャンスのためではなく、①多くの人々が「真の幸せとは何か」を考え、語り合い、新たな幸せの形を国内外の人々に実感してもらう機会を多く生み出す、②物質的価値・経済成長優位の時代を卒業し、感動、共感、絆といった価値が大切にされる時代への移行を加速する、③スポーツや文化を機縁として、様々な人々がつながり、助け合い、誰にも居場所と出番がある共生社会づくりをめざす、などのきっかけにしたいと考えた。

加えて、東京が、ハードパワー時代を牽引する都市を卒業し、ソフトパワー時代のモデル都市として、生産資本・人的資本・社会関係資本・自然資本のバランスのとれた、「世界一健康で文化的な Convivial Creative City」に生まれ変わること。そのことで、世界中のクリエイティブ・クラスを魅了し・愛される都市となり、世界中の人々の価値観や感性を変えるきっかけになることも強く期待した。(ちなみに、筆者は 2013 年開催決定後、大会組織委員会には加わらなかったので、我々の思いがどれだけ引き継がれたのかについては定かではない[33]。)

4.4　10 年が経過した「スポーツ基本法」の見直し

2021 年でスポーツ基本法制定から 10 年が経過する。スポーツ振興国会議員連盟は、スポーツレガシーの在り方に関する検討プロジェクトチームを 2019 年秋に設置し、筆者も、そのアドバイザリーボードの座長に就任した。

約半年の議論を経て、第一弾の提言として「ポスト 2020 を見据えたスポーツレガシーの実現のための提言」が 2019 年 12 月 3 日にまとめられた。

同提言では、「スポーツの本質的な価値は、社会をより豊かにすること、そしてあらゆる人が『喜びを感じる』ことができることにある。そのための前提条件として、安全・公正にスポーツに参画できる環境の確保が不可欠であることは言うまでもないが、次代を担う青少年等のスポーツの現場に目を向ければ、選手の心身の健康・安全性を第一に考えること、『プレイヤーズ・ファースト』が徹底されているとは到底言い難い。…心身の健康・安全性を確保するための対策・対応は不十分であると言わざるを得ない。また、勝利至上主義の悪弊やスポーツ医科学への無理解等に端を発した、選手の心身に過度の負担をかけるような不適切な指導が悪しき慣習として行われ、怪我や事故につながる事案も未だ後を絶たない。また、スポーツ立国の実現に向けては、その担い手となる人材の育成・確保が極めて重要であるが、スポーツ団体は閉鎖的・硬直的な運営に陥りがちで人材の流動性も低いなど、アスリート経験者を含めて、スポーツに関わることで社会に有意な貢献をしたいという意思と能力を持つ人々が、スポーツ界での明確なキャリアパスを描き、その活躍の場を見出すことが容易ではないといった現実もある。」と現状を分析している。

そして、「社会全体としてスポーツへの機運が高まる今だからこそ、10 年後、20 年後を見据えた国家戦略として、①国民の一人一人が『する』『みる』『ささえる』といった様々な形でスポーツに積極的に参画する（『あつまる』）こと、②様々な形によるスポーツへの参画を通じて『幸福で豊かな人生を送ることができる社会』『経済・地域活性化、健康長寿社会や共生社会の実現など様々な課題の解決のためにスポーツがその潜在力を最大限に発揮して貢献している社会』を実現すること、③スポーツの多面的な価値が十分に認知され、投資が拡大し『スポーツで収益化を図り、その収益をスポーツに還元』する好循環が実現すること、④スポーツを通じた人材育成、国際交流や国際貢献により、平和な社会の実現に寄与するというオリンピズムを体現すること、といった目標に向けた道筋を描いていくことが求められている。」と述べ、具体的な提言を行っている（図１）。

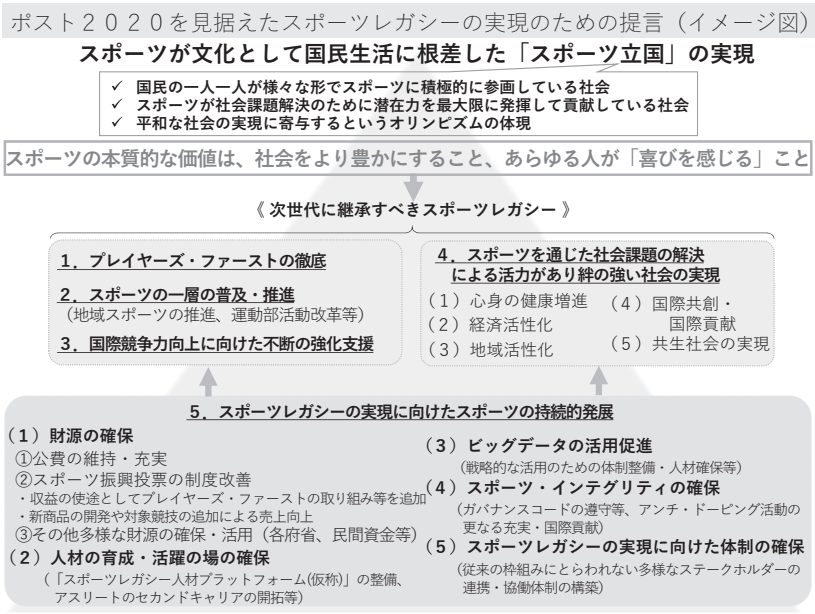

図１　スポーツ議員連盟「スポーツレガシーの在り方に関する検討プロジェクトチーム」作成

スポーツ基本法の見直しの議論は、まだ始まったばかりであるが、東京オリンピック・パラリンピック 2020 の延期という新たな事態を踏まえ、スポーツやオリンピック・パラリンピックの本質的な価値について、改めて再考し、新たなオリンピック・ムーブメントを再興していかなければならない。

5 「体育偏重」の文脈から解き放たれた今、「スポーツ」の価値を再考し、再興する

5.1 有用性に偏らない内在的価値への注目と哲学との連携によるスポーツ研究の可能性

紙面の関係上、割愛するが、「スポーツ」の定義を巡っては、様々な議論の変遷がある。また、「体育」とは文字通り教育の概念である。スポーツ基本法制定に連動して、教育政策の対象であった「体育」の一部がスポーツ庁に移

管され、2018年には日本体育協会が日本スポーツ協会に変更されるなど「体育」から「スポーツ」への流れが進むなか、「身体運動」が「規律訓練」偏重の文脈から解き放たれた。こうした変わり目だからこそ、「スポーツ」の価値のどこに注目していくのかが重要だ。体育の文脈から離れた「スポーツ」が、ビジネスやメディアや政治にとっての「有用な道具」と化してしまうのか、それとも、あらゆる人の「喜び」「幸せ」につながっていくのか、大事な岐路にある。

マニトバ大学のシェリル・ベルクマン・ドゥルーは、「スポーツの内在的価値に含まれるのは、身体能力、人間の連帯、卓越性への関心である。手段的価値には、ルールの尊重、美的価値、自己表現、身体的・感情的な繊細さ、鍛錬と専心、危険の覚悟、認知的複雑性、感覚的・超越的経験、攻撃性とありあまったエネルギーのはけ口、健康、一つの刺激的レクリエーションといったものが含まれる」としている（ドゥルー , 2012, p. 53）。また、ドゥルーは「卓越性の追求はエリート・スポーツの目的」とも述べ[34]、スポーツを「コンペティティオ＝卓越性追求における共同の努力」と捉える。この観点に立てば、相手へのリスペクトを欠く勝利至上主義や、相手が担っているフェアな負担を拒否するただ乗りであるドーピングは、批判される[35]。

クーベルタンも、人間が神格的存在へ自らを生成していく過程を補助するものとしてスポーツを捉えていたが、まさに卓越性の追求と通ずるものがある。

オリンピック競技者の人間学を論じたドイツのスポーツ哲学者ハンス・レンク[36]も「創造的な独創的な達成をなす存在」「ホモ･ペルフォルマートル（達成する人間）」「身体的行為によって自己超越をする存在」などの概念を提起し、これら存在の象徴がスポーツ選手であり、スポーツこそがこうした達成をもたらすと説いた[37]。

オリンピック招致やスポーツ基本法の制定・見直しに従事してきた筆者も、これまでの議論が、手段的価値に偏りすぎ、有用性にからめとられすぎたのではないかとの反省がある。マス・メディアなども、すぐにオリンピックの経済価値は？といった報じ方をする。しかし、今後は、内在的価値、特に、「卓越性」や「人間の連帯」にもっと注目し、オリンピック・パラリンピックや

スポーツの意義も再考し、再興する必要があると考える。

そうした公論・熟議を興していく上で、アカデミアの責任は重い。これまでも、体育・スポーツ哲学[38]やスポーツ社会学[39]を中心にスポーツについて研究が行われ[40),41),42)]、現象学・フッサール・メルロ＝ポンティ[43),44)]、身体論[45),46),47)]、M. フーコー[48)]などに関連した分野においては成果を上げて[49)]、それらが現象学的運動学の確立、選手の運動感覚世界への共感を重視したスポーツ指導への応用など、体育学や指導法の進化につながっている。スポーツ・コミュニティについての研究も盛り上がりを見せている。また、今後の体育・スポーツ哲学研究のあり方についても議論はなされてはきた[50),51)]。しかし、「有用性」でなく、スポーツの「卓越性」と「連帯」などの内在的価値に関連した研究は、まだまだ発展の余地があり、そのためにも、哲学的考察と実証研究との協働可能性をさらに開拓していくべきである。

以下、哲学的考察との協働によるスポーツ研究の可能性について、いくつか例示してみたい。

5.2　西田幾多郎・丸山眞男とスポーツ

スポーツ・運動の哲学に影響を与えたメルロ＝ポンティよりも一世代前に、すでに西田幾多郎は身体や運動に深い考察を行っていた。「純粋経験」「行為的自己」を重視する西田幾多郎は、「自覚」「行為的直観」と「身体」や「意志的運動」の関係について重要な考察を行っている[52)]。檜垣立哉は、西田の一貫した姿勢を「『実践』であり、『働き』であり、『ポイエシス（制作、創出、作ること）』であること。自ら自己形成される世界であること。徹底的に、動きつつ変わりゆく、そうした世界の現場に自らを投げ込むこと。そして、そうした『行為』の立場以外からこの世界をみないこと。これは西田の発想の根本的な基軸をなしているのである。」と述べているが（檜垣 , 2011, p. 210）、「行為」や「動き」を根幹においた西田哲学こそが、「運動」の内在的価値を論じた哲学の最初ともいえる。鋳物美佳は、西田の考えを「何も考えずに歩いていた人も、断崖絶壁を歩くときは、足の動かし方に細心の注意を払うだろう。そのとき意志と身体との相互限定的関係がはっきりと意識される。つまり、そのあいだにある違いに気付いたときに、自覚が生じると考えられる。

作るものと作られるもののあいだの違いに気付くためには、作るものが作られたものを自分とは違うものとして見るための契機が必要である。」と述べ(鋳物 , 2018, p. 212)、さらに、「自然発生的運動に「気付く」とき、意志的運動がはじまる。…意志的運動は、その主体に対して身体として生きる (私) 自身を知らしめ、世界の形成作用の形成的要素として参加せしめ、そのことによって世界の中で責任主体として生きさせる契機であると考えられる。」と解説する (鋳物 , 2018, p. 241)。意志的運動が自覚の契機となり、世界の中で責任主体として生きる契機となると西田は考えた。

丸山眞男は、『日本の思想』[53]のなかで、日本社会の特徴としてタコツボ構造を指摘するとともに、戦前はそれを束ねていたのは天皇制だったと説明している。戦後も、部分的かつ限定的ではあるが、スポーツがその役割を、担っているとの理解もできないわけではない。今は、むしろ、スポーツ団体の方が望んで、大相撲の賜杯はもとより、国民体育大会、サッカー、国体、東京六大学野球、バスケットボールなどで、天皇杯・皇后杯が下賜されている。自然な形で皇室とつながっているスポーツと日本人の精神構造の関係がどうなるのか、さらなる研究の可能性が広がっている。

5.3　サルトルとスポーツ

サルトルも、スポーツにおける卓越性追求や連帯を考える際の重要な示唆を提供する。キャロリン E. トーマスは、「人間は、自分自身、自己の本質、そして多くの営みの中で自分が誰であるのかについての明晰さを探し求める。サルトルは、スポーツはこれらの営みの一つである、と指摘している。」と述べ (トーマス , 1991, p. 115)、「スポーツは、個人に少なくとも瞬間的に “ 彼の証を残す ” のみならず、自分自身の運命の支配という責任を負う機会を提供する。…選手は、自分の行動が独自のもので、ともかくも記憶され得るものだろうと信じてスポーツの世界へと入っていく。スポーツには、死、ケガ、社会的敗北、地位の喪失、自我の損傷といったいくつかの危険が存在する、しかし結果に対して、全面的に責任を負わねばならない危険な状態に身を置くことにより、無目的感、無力感、疎外感といった社会的条件に打ち勝つことが可能となる。」と説明している (トーマス , 1991, p. 119)。

さらに、人間の連帯についても、「サルトルは、共同的なあり方を＜集合態＞と＜集団＞の二つのタイプに分けることから論を始める。集合態とは、…その典型が「集列」というあり方だとされる。…「集列」とは外部に由来する目的や機能だけでたまたま結びつけられた雑多な人々の集まりであり、物理的に一緒にいても、孤立し、お互いに無関心な他者である。…それに対して、…共通の目的、目標、投企をもった共同的実践として形成されるものが、「集団」である。「集団」はある出来事を契機に集合態が変化して生まれるが、その生成発展過程をサルトルは、溶融集団、制約集団、組織集団、制度集団と段階的に記述、分析する。」(澤田 , 2016, p. 30) と述べている。まさに、集列にすぎなかった都市民が、オリンピックという出来事を契機に、溶融集団になりうる可能性がある。オリンピックのレガシーづくりとは、オリンピック後にどのような集団を作るのかということかもしれない。

5.4　バタイユとスポーツ

G. バタイユは、スポーツに多様な切り口を提供してくれる。バタイユは、卓越性に通ずる「至高性」を考察し、人間の連帯と通ずる「アセファル共同体」などを構想している。バタイユは、有用性からの決別を強く迫る。バタイユは「有用性を超えた彼岸こそ至高性の領域である。」(バタイユ , 1990, p. 10) とし「至高性を際立たせるのは、富を消尽するということだ。至高者は、富を消尽し、労働しない。」(バタイユ , 1990, p. 9)「人間的な意味での欲望の対象はそういう欲求 (＝動物的なものが下す命令) よりもっと遠くにあり、それは私のいう奇蹟なのである。…奇蹟的なもの、人類 (人間性) 全体がそれを渇望するようなものは、美というかたちで、豊かさというかたちでわれわれのあいだに姿を現わす。また、同時に激しい暴力性というかたちで、喪の悲しみ、あるいは聖なる悲哀というかたちで現われる。さらには栄光というかたちでも現われるのだ。」とも述べている (バタイユ , 1990, p. 12)。まさに、オリンピックは、富の消尽であり、奇蹟の連続であり、美・豊かさであり、アスリートを労働から切り離し、ごくわずかな「栄光」の金メダリストと「聖なる悲哀」ともいえる多くの悲劇のヒーロー・ヒロインを生む。

バタイユは『呪われた部分』のなかで「生命体は、原則として、生命の維持に必要なエネルギーよりも多くのエネルギーを受け取っている。この超過エネルギー（富）は一体系（たとえば一生命体）の成長に使用されうる。もしもこの体系がもうこれ以上成長することができないとなったならば、あるいは超過分がこの体系の成長に完全に使用されえなくなったのならば、知益を求めずこの超過分を消費することが必要になってくる。…輝くやり方で、あるいは少なくとも大惨事とは違う仕方で、である」と述べている（バタイユ，2018, p. 30）。まさに、大惨事＝戦争ということにならない消費の仕方が、オリンピックでありうる。現に、第１回のオリンピックは、ギリシャの豪商と王室によって、開催費用が寄付された。訳者の酒井は「スポーツも、古代ギリシャのオリンピックでは選手の実技に、そのすぐれたエネルギーの蕩尽に、オリンピックの神々の栄光を「見る」という宗教的欲望が差し向けられていたのだが、現代のオリンピックは、金メダルを獲得した個人への礼賛とその個人を擁した国家の自己掲揚に終始している。」と批判しているが（バタイユ，2018, p. 364）、本来の姿に戻すために、バタイユを参照しながら、議論を深めることは有意義であろう。

「至高性というものはなんらかの努力、それに向けて調整された努力に応じて、当然期待されるような結果ではありえない、…至高なものとは、まったく恣意的なものからしか、あるいは好運からしか生じることはできないのだ。ひとりの人間が至高なものとなることができるような手段といったものは、ありうるはずがないだろう。…至高性を持つ者ならなにものであれ、有用性に隷従することなどけっしてありうるはずはなかったのだ。」ともバタイユは述べているが（バタイユ，1990, pp. 53-54）、どんな努力をしても、どんなに科学的サポートがあっても、勝利の女神が微笑まなければ王冠を手にすることができないのがスポーツであり、だからこそ至高性がある。

バタイユが議論した「アセファル」の概念も参考になる。バタイユは「神の死」を唱えたニーチェにも影響を受けているが、「アセファルとは…フランス語 acéphale は、「頭」を意味する céphale に「否定」や「欠如」の接頭辞 a を組み合わせた単語であり、その意味は「無頭」や「頭の欠如」である。…この「頭の欠如」は神学的文脈に即せば、「神の死」を思い起こさせる。…バ

タイユはこのことを意識して次のように述べている。『アセファルは破壊や神の死にゆだねられた至高性を神話的に表現している。』」と岩野は解説している（岩野 , 2016, p. 60）。

個人の次元のアセファルは、「『頭』は『理性』の隠喩でもある。だから、『頭』による『身体』の支配は、理性による感情や感性の統御に他ならない。…『身体』が『頭』に従う限り、理性的な人間はいわば『奴隷』の状態を生きていることになる。これは『生が去勢されている』状態なのである。」と述べる（岩野 , 2016, p. 61）。アセファルなスポーツによって、個人は生を取り戻すかもしれない。

アセファルの共同体とは、『頭』である首長が不在の、抑圧から解放された共同体であるが、「アセファルは、…頭である首長を殺すことによる共同体である。…トップに君臨する者を供犠に捧げることで、社会の秩序が混沌に投げ込まれる。その儀式において共同体のメンバーのあいだに恍惚と交流が生じるのだ。」と岩野は説明する（岩野 , 2016, p. 62）。政治においても、首長が倒されるとき＝政権が変わるとき、イデオロギーや政策を超えて、それ自体に人々は興奮する。政治で、首長交代が頻繁に起こると有用な統治ができなくなるが、スポーツならば、自由で民主的なアセファルな共同体が生まれやすい。スポーツの世界では、毎シーズン王者が倒され、毎試合ヒーローが倒されているが、それをめぐって人々の間に恍惚と交流が生まれているともいえる。

湯浅も、バタイユの「原始王権」に関し「労働に従事し、生産活動に励む人間は…そうとは気づかぬままに＜事物＞に服従して行動する人間になってゆく。こういう労働や作業が作り出す生産物（の余剰）のおかげで、＜至高な王＞はもっぱら祝祭・祭儀を執行する存在として、つまり産み出された生産物を晴れがましい仕方で消費する存在として生きることができる。その理由は、民衆の個々人が生産物の剰余部分を＜王へと捧げる＞のに同意するからである。やや極端に言えば、＜王＞はいわば至高の瞬間―祝祭＝供犠において開かれる「無辺際な」連続性の次元―にのみ生きることが可能である。」と解説している（湯浅 , 2016, p. 108）。事物の生産活動に従事・服従している都市民が作り出す余剰が、サッカーや野球の地元チームを支え、スポーツ選手たちは、現代の王として至高の瞬間に生きているのである。

湯浅は続けて「大衆の個々人が無自覚なまま密かに願望したのは、自らがいつのまにか進んで受け入れている＜事物＞の論理と秩序を破りたい、解消したい―真に「解消する」のはもしかすると不可能なことであるかもしれないが、せめて模擬的＝虚構的な仕方によるのであっても解消したい―ということである。＜事物＞性が破られ、解消される瞬間にのみ感受される＜聖なるもの＞の次元に心ゆくまで浸りたいということだ。」と書いている（湯浅，2016, p. 109）。都市民も、それがたとえシミュラークル的であったとしても、＜聖なるもの＞の次元に参入したいのだ。それを可能にするのがスポーツであり、オリンピックやワールドカップという祝祭＝供犠である。

さらに「活動的な外的生においては、なによりも事物を尊重し、獲得し、蓄積しようと気づかっていた私は、自分が＜至高な王＞を分有しており、王と自分が一体であるという強い衝動に浸されていくにつれて、貴重な事物たちが、いわばその＜事物＞性から解消され、無意味なものとなっていくように感じられる。そういう瞬間には、私はもう＜仕事・作業に適しており、言述的に思考する個的主体＞のままではない。むしろ内奥的な生の力の、限界を知らぬ躍動だ、私もまた至高性をおびた動きだ、と感じている。…そして、同時に…他者たちは―私と共に―至高な王を愛する者であり、共に信じる者だ、私と彼らのあいだにいつも既に先験的に与えられている真理であり、共通の理想である＜神聖な王＞を共に仰ぎ見る者だ、共に至高な王のうちに自分を認める者だと感受している。こうして主観の奥から他の主観の奥へと通い合う波動が伝わっていくかのように思われる。自分たち（われわれ）はみな、共通の真理・理想に応じて共約される者であり、同質的なものとして結ばれているという感情の波動である。」とバタイユを説明している（湯浅，2016, p. 111）。人々は、現代の＜至高な王＞であるスポーツの英雄たちを分有し、共に仰ぎ見、感情の波動が伝わり、深い絆ができていくのである。スポーツが如何に人間の連帯やコミュニティ形成に重要であるか理解できる。

我々、スポーツ政策に携わるものは、オリンピックやスポーツの効果・効用について、ずっと説明を求められてきた。納税者・有権者に対して、スポーツの手段的価値に基づき懸命に説得・説明をしつづける一方、そこに限界も感じてきた。今後、益々、経済・財政状況が厳しくなるなか、このままの

説明では、説得は、益々難しくなる。その際、これまでの議論を根本から再構築していく必要があるが、本質論まで立ち返った哲学的考察はその基盤となる。さらに、スポーツでの「至高性」「卓越性」「連帯」「共同体」に関する考察を深めることは、「有用性」の論理を前に存在意義を脅かされている「学術」や「芸術」などにも、勇気と共感を与えうる。人間をも猛烈な勢いで道具化・手段化してしまう「有用性」優位の現代社会にあって、至高なる存在として人間の回復と、至高性を取り戻した人間同士の真の連帯と共生の実現に資することこそ、スポーツや芸術の存在意義がある。本稿では、字数の制約上、わずかしか触れられなかったが、スポーツ研究に関し、テーマや領域の開拓可能性は大きい。

6　むすびに

筆者は至高性・卓越性に満ちたスポーツの瞬間、スポーツを契機に人々が心一つになる瞬間を、数多く体験し、自らもそうした瞬間を創造すべく活動してきた。

1987 年から通産官僚としてサッカー J リーグ創設に関わり、慶應義塾大学環境情報学部助教授時代に、ラグビー日本代表監督も務めた平尾誠二氏（故人）とともに、NPO 法人スポーツ・インテリジェンス・アンド・コミュニティ機構を 1999 年に立ち上げ、総合型地域スポーツ・クラブの先駆けとなった[54)]。

筆者は、2002 年日韓サッカー・ワールドカップ組織委員会では情報通信委員、カタールに敗れはしたが 2022 年サッカー・ワールドカップ招致副委員長を務めた。現在も、日本サッカー協会理事を務める傍ら、FC 今治、東京ユナイテッド FC のアドバイザーなどを務め、数多くの J リーグ・クラブの成長の歴史をみてきた。

2004 年のプロ野球 2 リーグ 12 球団維持のストライキでは、当時の古田敦也選手会長を支え、デモや集会のオーガナイズや、オーナー側との交渉やストライキの戦略・戦術をアドバイスする参謀役を担った。ストライキは大成功し、2 リーグ 12 球団体制は維持された。50 年ぶりに新規参入が認められた楽天野球団の創設のお手伝いもできた。

ラグビーについても、2019 年ラグビー・ワールドカップの誘致や再招致交

渉などにも携わったが、むしろ、筆者は、現場から支えるべく、開催 12 都市で、草の根支援を行う一般社団法人ストリート・ラグビー[55]・アライアンスを立上げた。地道に活動を積み重ねた結果、のべ 137 回のイベントで約 2 万 5 千人がプレーし、197 万人が集まった。この活動を通じて、ワールドカップをサポートする市民のコミュニティが各地に形成され、大会成功の一翼を担うことができた。ラグビー･ワールドカップ組織委員会からも高い評価を得た。

メジャー・スポーツだけではない。筆者は、一般社団法人日本レース・ラフティング協会会長として、徳島県三好市で開催されたラフティング世界選手権 2017 の招致・開催準備にも携わった。吉野川の上流まち三好市に、世界各国から 300 名を超える選手が集まり、選手全員が商店街をパレードし、市民総出でそれを歓待したときの光景、選手・市民双方の満面の笑みは今でも忘れることができない。スポーツが、地域に新たな結束と連帯を生み出した瞬間だった。

こうした様々なケースについての実証研究と哲学的考察との往還をはじめとして、スポーツをめぐる経営、政策、哲学、倫理など、スポーツ関連の人文･社会学の研究の深み・厚みを増すため、スポーツ厳冬の時代が予想される今こそ、「スポーツ」への恩返しを込めて、若い研究者・実践者とともに尽力していきたい。

注

1)　2019 年 12 月 3 日「ポスト 2020 を見据えたスポーツレガシーの実現のための提言」スポーツ議員連盟スポーツレガシーの在り方に関する検討プロジェクトチーム
2)　https://www.rugbyschool.co.uk/about/history/ (2020 年 3 月 31 日アクセス)
3)　日英教育学会編 (2017)『英国の教育』東信堂，p. 107.
4)　小石原美保 (1995)『クーベルタンとモンテルラン―20 世紀初頭におけるフランスのスポーツ思想』不昧堂出版，p. 37.
5)　㈶日本サッカー協会 (2002)『サッカー百科大事典』大修館書店，pp. 34-35.
6)　トニー・コリンズ著，北代美和子訳 (2019)『ラグビーの世界史―楕円球をめぐる二百年―』白水社，p. 26.
7)　村岡健次 (1987)「サッカーとラグビー―フットボールの発達史」川北稔編『「非労働時間」の生活史　英国風ライフ・スタイルの誕生』リブロポート , pp. 132-143.
8)　ヴォルフガング・ベーリンガー著，高木葉子訳 (2019)『スポーツの文化史　古代オリンピックから 21 世紀まで』法政大学出版局，pp. 333-338.
9)　小石原美保，前掲書，p. 55.
10)　小石原美保，前掲書，pp. 54-55.

11) 谷釜尋徳編 (2019)『オリンピック・パラリンピックを哲学する　オリンピアン育成の実際から社会的課題まで』晃洋書房，pp. 12-13.
12) 岸野雄三 (1987)『スポーツ大事典』大修館書店，pp. 141-155.
13) 坂上康博 (2001)『日本史リブレット　スポーツと政治』山川出版社，pp. 46-66.
14) 橋本一夫 (1992)『日本スポーツ放送史』大修館書店，p. 61.
15) 多木浩二 (1995)『スポーツを考える　身体・資本・ナショナリズム』ちくま書房，p. 73.
16) 岸野雄三，前掲書，pp. 141-155.
17) 橋本一夫，前掲書，p. 311.
18) 日本体育協会，日本オリンピック委員会 (2012)『日本体育協会、日本オリンピック委員会 100 年史』日本体育協会 .
19) ハンス・レンク　畑孝幸・関根正美訳 (2017)『スポーツと教養の臨界―身体価値の復権―』不昧堂出版，p. 4.
20) ピエール・ブルデュー監修・著，櫻本洋一訳 (2000)『メディア批判　付録オリンピック―分析のためのプログラム』藤原書店，pp. 140-145.
21) オモ・グルーペ　滝沢文雄訳 (2001)「オリンピックの価値」『体育・スポーツ哲学研究』，23 (1)，pp. 17-27.
22) 鈴木寛 (2018)「政治・政策におけるスポーツの位置づけ、スポーツの公共性：スポーツ基本法制定と国際大会の招致・開催をめぐり (スポーツ政策とは何か)」『計画行政』41 (3)，pp. 3-8.
23) 塩田潮 (2018)『東京は燃えたか』朝日文庫, p. 38，p. 46，p. 50，p. 57.
24) 森川貞夫 (2011)「スポーツにおける『新しい公共』」『スポーツ社会学研究』19 (2)，pp. 19-32.
25) 松田恵示 (2011)「『子どものスポーツ』とは一体何か？」『スポーツ社会学研究』19 (2)，pp. 5-18.
26) 齋藤健司 (2012)「現代的なスポーツをめぐるポリティクスの様相と視角」『スポーツ社会学研究』20 (2)，pp. 23-35.
27) 間野義之 (2012)「アスリートの思いと被災地域の希望をつなげる」『スポーツ社会学研究』20 (1)，pp. 21-36.
28) 舛本直文 (2011)「東日本大震災時のジレンマ」『体育・スポーツ哲学研究』33 (2)，pp. 55-61.
29) 新井博 (2019)『新版スポーツの歴史と文化』道和書院，p. 166.
30) スポーツ法学会 (2011)『詳解　スポーツ基本法』成文堂，p. 13.
31) 日本スポーツ法学会監修 (2017)『標準テキスト　スポーツ法学第 2 版』エイデル研究所，pp. 47-48，pp. 75-80.
32) 2011 年のドイツ女子ワールドカップ、なでしこジャパン優勝の現場には筆者は政府代表として立ち会った。
33) 佐伯年詩雄 (2015)「2020 東京オリンピック競技会」『スポーツ社会学研究』23 (2)，pp. 25-44.
34) シェリル・ベルクマン・ドゥルー　川谷茂樹訳 (2012)『スポーツ哲学の入門―スポーツの本質と倫理的諸問題』ナカニシヤ出版，pp. 53-54.
35) シェリル・ベルクマン・ドゥルー　川谷茂樹訳，前掲書，p. 40.
36) ハンス・レンク　畑孝幸 , 関根正美 (2006)「オリンピック競技者の人間学」『体育・スポーツ哲学研究』28 (2)，pp. 119-134.
37) 関根正美 (1993)「ハンス・レンクのスポーツ哲学に関する研究序説」『体育・スポーツ哲学研究』15 (1)，pp. 29-38.
38) https://www.jstage.jst.go.jp/browse/jpspe/list/-char/ja

39) https://www.jstage.jst.go.jp/browse/jjsss/-char/ja
40) 浅田隆夫 (1979)「体育・スポーツ哲学会 (設立の経緯) とその理念」『体育・スポーツ哲学研究』1, pp. 2-5.
41) 畑孝幸 (2018)「体育・スポーツの哲学的研究 40 年の歩み」『体育・スポーツ哲学研究』40 (1), pp. 1-12.
42) 片岡暁夫 (2008)「体育・スポーツ哲学の成立事情 , および , これからの研究課題の展望」『体育・スポーツ哲学研究』30 (2), pp. 77-83.
43) 遠藤卓郎 (1979)「現象学の体育学研究への有効性について」『体育・スポーツ哲学研究』1, pp. 129-137.
44) 滝沢文雄 (2016)「運動実践の哲学：現象学的観点から実践を分析する」『体育・スポーツ哲学研究』38 (1), pp. 1-8.
45) 片岡暁夫 (1981)「スポーツにおける身体の位置」『体育・スポーツ哲学研究』3, pp. 1-24.
46) 杉山進 (1979)「スポーツ哲学における存在論と身体論」『体育・スポーツ哲学研究』1 (1), pp. 18-22.
47) 田中愛 (2016)「スポーツ身体論の現象学的考察」『体育・スポーツ哲学研究』38 (1), pp. 37-50.
48) 高尾将幸 (2010)「身体と健康をめぐる政治学の現在」『スポーツ社会学研究』18 (1), pp. 71-82.
49) 加藤泰樹 (1979)「体育・スポーツ研究の新しい視点」『体育・スポーツ哲学研究』1, pp. 10-17.
50) 舛本直文 (2005)「人文・社会学系オリンピック研究の現在」『体育・スポーツ哲学研究』27 (2), pp. 1-8.
51) 佐藤臣彦 (2006)「体育哲学の課題」『体育・スポーツ哲学研究』28 (1), pp. 1-10.
52) 高松昌宏 (2007)「スポーツにおける身体の経験に関する研究―西田幾多郎の行為的直観の視座から―」『体育・スポーツ哲学研究』29 (2), pp. 125-138.
53) 丸山眞男 (1961)『日本の思想』岩波新書 青版 .
54) 橋野薫・込山駿 (2020)『平尾誠二を語る』草思社 .
55) ストリート・ラグビーとは、元神戸製鋼ラグビー部キャプテンの大西一平氏が考案した三対三でラグビーボールをもってパスしながら小さなコートを走り回るものでラグビーの雰囲気を気軽に楽しむことができる。

引用文献

鋳物美佳 (2018)『運動する身体の哲学―メーヌ・ド・ビランと西田幾多郎―』萌書房.
岩野卓司 (2016)「宗教を不可能にする宗教性、共同体を不可能にする共同性―バタイユによるアセファル共同体―」岩野卓司・合田正人・坂本尚志・澤田直・藤田尚志・増田一夫・湯浅博雄『共にあることの哲学　理論編』書肆心水 ., p. 60.
小石原美保 (1995)『クーベルタンとモンテルラン―20 世紀初頭におけるフランスのスポーツ思想―』不昧堂出版 .
澤田直 (2016)「共同体、そしてアイデンティティのことなど…サルトルとナンシーを出発点として」岩野卓司, 合田正人, 坂本尚志, 澤田直, 藤田尚志, 増田一夫, 湯浅博雄, 岩野卓司『共にあることの哲学　フランス現代思想が問う＜共同体の危険と希望＞1　理論編』書肆心水 .
ドゥルー , シェリル・ベルクマン　川谷茂樹訳 (2012)『スポーツ哲学の入門―スポーツの本質と倫理的諸問題』ナカニシヤ出版 .
トーマス , キャロリン E.　大橋道雄・室星隆吾・井上誠治・服部豊示訳 (1991)『スポ

ーツの哲学』不昧堂出版 .
バタイユ , G.　湯浅博雄訳 (1990)『至高性』人文書院 .
バタイユ , G.　酒井健訳 (2018)『呪われた部分―全般経済学試論・蕩尽』筑摩書房 .
檜垣立哉 (2011)『西田幾多郎の生命哲学』講談社 .
湯浅博雄 (2016)「国家のような共同体に抗する共同性について―ブランショ、バタイユの思索から発して―」岩野卓司編『共にあることの哲学　理論編』書肆心水 ., p. 108.

〔受付日　2020. 3. 31〕